

このガイドラインは、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高齢労働者の健康づくりを推進するために、高齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです*。

* 請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。(平成30年は26.1%)
- 労働者千人当たりの労働災害件数(千人率)では、男女ともに若年層に比べ高年層で相対的に高い。(25~29歳と比べ65~69歳では男性2.0倍、女性4.9倍)

<年齢別・男女別の労働災害発生率(千人率)平成30年>



高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要

*経済財政運営と改革の基本方針(令和元年6月閣議決定)において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

求められる取組

- 事業者 高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。**
- 労働者 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

事業者求められる取組

(1~5のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む)

- 1 安全衛生管理体制の確立等
 - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
 - 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 2 職場環境の改善
 - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
 - 集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 5 安全衛生教育
 - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
 - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練



労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用(令和2年度創設予定)
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用(安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等)
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

ガイドライン策定を踏まえた今後の対策の推進について (令和2年度予定)

ガイドラインの周知等

- ・ガイドラインを周知するためのパンフレットを作成・配布（約100万部）
- ・厚生労働省ホームページによる周知広報のほか、都道府県労働局、労働基準監督署を通じた事業場への周知啓発
- ・ガイドラインを解説するセミナーの開催（47都道府県）

令和2年度の「全国安全週間」スローガン

エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減

個別事業場に対するコンサルティング等

- ・中央労働災害防止協会などの労働災害防止団体の安全管理士等の専門家が中小事業場を訪問し、労働現場や作業の課題を明らかにして、改善のアドバイスを無料で実施
- ・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携した周知広報を展開

中小企業に対する支援制度（※）の創設等

※エイジフレンドリー補助金（令和2年度予算予定額 約2.5億円）

1 対象者

60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者

（事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を勘案し、高齢労働者の安全衛生確保に寄与する取組内容を選定し、最大150件を交付決定）

2 補助対象経費（補助率1/2（上限100万円））

高齢労働者の労働災害を防止する観点から講じる措置に係る経費

【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
 - ・作業場内の段差解消
 - ・床や通路の滑り防止
 - ・リフト機器等の導入
- 健康確保のための取組
 - ・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
 - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高齢者の特性に配慮した安全衛生教育

3 補助事業者（執行団体）

公募中（令和2年2月25日～）

高齢労働者安全衛生対策実証等事業

高齢者の特性に配慮した独創的・先進的な機器・技術等について、その効果の検証及び検証結果の公表により、有効な安全衛生対策の普及を促進

令和2年5月頃 実証対象技術の公募（予定）

社会的評価を高める仕組みの推進

あんぜんプロジェクト「『見える』安全活動コンクール」において、高齢労働者の特性等に配慮した労働災害防止の「見える化」を募集し優良事例を公表（令和元年度は事業場内での高齢者の被災し易い作業所をまとめて分析した事例等4件を公表）

高齢者に関する調査研究

厚生労働科学研究費補助金において、高齢労働者の労働災害防止のための調査研究を実施